

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月19日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の4件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）
- (2) 中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して整備した青葉苑の供用を開始するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）
- (3) 中城村北中城村清掃事務組合が平成26年度から溶融炉の運用を休止するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）
- (4) 中城村北中城村清掃事務組合が平成29年12月から米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」の処理に着手するときに、組合に対して県が与えていた技術的援助の内容が分かる公文書（県と組合との会議録、組合に対する県の事務連絡等）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、(3)に係る公文書を特定し開示決定を行い、他3件については、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月8日付けで沖縄県知事に対して審査請求を行った。

4 諮問

沖縄県知事は、条例第21条の規定により、令和3年12月21日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

法制度上、県が中城村北中城村清掃事務組合に対して技術的援助を与えていなかったことは考えられないことであり、与えていなかった場合は、廃棄物処理法第4条第2項に基づいて市町村（一部事務組合を含む）に対して、市町村が同条第1項の規定に基づく市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めていなかったことになるため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

廃棄物処理法第4条第2項により「県は市町村の一般廃棄物の処理事業が円滑に実施されるために必要な技術的援助を与えることに努める」こととされているが、市町村の自治事務である一般廃棄物の処理事業が円滑に実施されている場合等には、技術的援助を与える必要はない。

県は、審査請求人が求めている時期（「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するとき」、「中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して整備した青葉苑の供用を開始するとき」及び「中城村北中城村清掃事務組合が平成29年12月から米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される米軍ごみの処理に着手するとき」に組合に対して技術的援助を行っておらず、県は審査請求人が求めている公文書を作成又は取得していない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

市町村が不適正な事務処理を行っている場合は、県は廃棄物処理法第5条の6の規定に従って、県の「廃棄物処理計画」の達成に必要な措置を講じるため必要な技術的援助を与えなければならない。審査請求人は、中城村北中城村清掃事務組合が策定している「一般廃棄物処理計画」は県の「廃棄物処理計画」における考え方と目標に即して策定されていないことから、不適正な事務処理を行っている市町村に該当すると判断している。

同組合は多くの問題を抱えたまま事業を実施していた。したがって、組合が防衛省の補助金を利用して青葉苑を整備するときから、県は組合に対して必要な技術的援助を与えなければならない状況になっていた。

組合は廃棄物処理法第6条及び第6条の2の規定を無視して「米軍ごみ」の処理を行っているが、県はこのときも中城村北中城村エリアにおいて一般廃棄物の処理

事業が円滑に実施されていると判断して、組合と2村に対して必要な技術的援助を与えていなかった。

知事の弁明は、法令の「権利規定」に基づく弁明に偏っており、「義務規定」や「努力義務規定」についてはほとんど言及していない。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

廃棄物処理法第4条第1項では、市町村の責務として、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが定められている。

一方、同条第2項では、都道府県の責務として、都道府県は、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることが定められている。

上記規定を踏まえ、審査会において、実施機関に対し本件請求に関し県の技術的援助の有無について確認した。実施機関の説明によると、一般廃棄物処理は市町村の責務における自治事務であり、県は、市町村から県としての見解を求められた場合や照会等がなされた場合については、助言等の技術的援助を行うことになる。本件請求に記載のある、中城村北中城村清掃事務組合が防衛省（旧那覇防衛施設局）の補助金を利用して青葉苑を整備するとき、同組合が青葉苑の供用を開始するとき、及び同組合が平成29年12月から米軍施設（キャンプ瑞慶覧）から排出される「米軍ごみ」の処理に着手するときに、県は技術的援助は求められておらず、県の関与や助言も行っていないということであった。また、当該施設は防衛省の補助金で設置された施設であり、施設運用等における県の直接的な関与はなく、対象文書は存在しないということであった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月21日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年11月2日	審議（第339回）
令和4年12月22日	審議（第340回）
令和5年1月25日	審議（第341回）
令和5年3月13日	答申第146号
令和5年4月19日	審議（第343回） （答申第146号の訂正について）